

国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する 法律案について

総務省

本年8月の人事院からの意見の申出にかんがみ、本年6月に行われた民間育児・介護休業法の改正と同趣旨の措置を公務部門においても措置するもの。

○ 趣旨

急速な少子化に対応するため、家族を構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得るような勤務環境を整備する。

○ 概要

1. 国家公務員の育児休業等に関する法律について

- ① 職員の配偶者が育児休業をしている場合であっても、育児休業、育児短時間勤務及び育児時間の承認の請求をすることができるよう措置する。
- ② 子の出生の日から一定の期間内^(※)に育児休業を取得した職員については、再度、育児休業をすることができるよう措置する。
^(※)妻の産後休暇期間(産後8週間)を想定
- ③ 防衛省職員にかかる準用規定について必要な読替えを行う。

2. 地方公務員の育児休業等に関する法律等について、所要の改正を行う。

3. 施行期日

平成22年6月30日までの間において政令で定める日^(※)
(附則の他法改正の一部については公布日)

^(※)改正民間育児・介護休業法の施行日に合わせることを想定